

社会福祉協議会がおこなっている貸付のしおり

生活福祉資金を ご存じですか？



社会福祉
法 人

千葉県社会福祉協議会

①生活福祉資金とは？

生活福祉資金とは、比較的所得が少ない世帯（「低所得世帯」という）・障害者世帯・高齢者世帯に対して、資金の貸付と民生委員および社会福祉協議会とが必要な援助指導を行うことによって、その経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援することを目的とする貸付制度です。

②制度の特長・基本事項とは？

◆民生委員が援助活動をおこないます

世帯の生活の安定を図ることを目的に、お住まいの地域を担当する民生委員がご相談からお申込み、ご返済（完済時）に至るまで、様々な過程で継続して援助活動をおこなっていきます。

◆他制度が優先です

この資金は他制度の利用が困難な場合に貸付をおこないます。他の制度が利用できる場合はそちらが優先となりますので、お申込みの際に他制度の利用の可否について確認させていただきます。

◆所得基準を設けています

この資金では対象世帯（低所得世帯、高齢者世帯）ごとに所得基準を設けています。世帯の所得が多い場合は貸付対象にならないことがあります。

なお、障害者自立を目的とした貸付については所得制限を設けていません。

◆返済義務をともなう貸付制度です

この資金は貸付制度であり、ご返済していただく義務があります。このため貸付金の利用目的だけでなく借受人、連帯借受人および連帯保証人の返済能力も含めて審査をおこないます。申請内容によっては貸付に至らない場合もあります。



③貸付制度を利用できる世帯とは？

対象世帯	内 容	所得基準
低所得世帯	貸付と必要な援助指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯で、必要な資金の融通を他から受けることが困難な比較的所得の少ない世帯	世帯の所得が市町村民税非課税程度もしくは生活保護基準の概ね1.7倍以下
障害者世帯	身体障害者、知的障害者、精神障害者の属する世帯（手帳所有者）	制限なし
高齢者世帯	日常生活上療養または介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯 ※療養または介護を要しない場合は該当しません	世帯の所得が生活保護基準の概ね3.0倍以下

※一部の資金については生活保護世帯も対象となります。所得基準は市町村社会福祉協議会でご確認ください。

④借受人、連帯借受人、連帯保証人について

◇借受人（借入申込者）

概ね65歳未満の方とし、原則世帯主を借受人とします。ただし、「技能習得費」「支度費」「修学資金」は実際に技能を習得する方または就学する方を借受人とします。

なお、借受人が未成年者の場合は法定代理人（親等）の同意が必要です。また、65歳以上の高齢者の場合は連帯借受人を立てていただくことで借受人になることを認める場合があります。

◇連帯保証人

お申込みの際、連帯保証人が1名以上必要です。連帯保証人は原則として千葉県内に居住する65歳未満の方とし、千葉県内に居住し、返済完了時点まで保証能力を有している必要があります。ただし、県内居住者が設定できない場合に限り県外の方も認めています。

◇連帯借受人

「技能習得費」「支度費」「修学資金」については、世帯の生計中心者が連帯債務者（「連帯借受人」といい、借受人と同等の義務を負います）に加わる必要があります。

このほか、借受人の返済能力が低いと見込まれる場合（収入がないもしくは少ない、負債が多い、高齢など）にも連帯借受人が必要です。

⑤生活福祉資金 資金種類一覧

資金種類		貸付対象			貸付条件			
		低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付限度額	据置期間※1	返済期間	貸付利率
福祉資金	結婚、出産、葬祭	○	○	○	500,000円	6ヶ月以内	3年以内	年3% (利子補助あり) ※2
	小規模住宅改修費 住居設備費	○	○	○				
	転宅費	○	○	○				
	支度費	○	○	×	1,200,000円		6年以内	
	障害者等福祉用具購入費	×	○	○				
	障害者自動車購入費	×	○	×	2,000,000円		6年以内	
	住宅費	○	○	○	2,500,000円	6ヶ月以内	7年以内	年3%
修学資金	修学費	○	△	×	高校:月 35,000円 高専:月 60,000円 短大:月 60,000円 大学:月 65,000円	卒業後 6ヶ月以内	原則 10年以内 ※3	無利子
	就学支度費				共通 500,000円			
療養・介護等資金	療養費	○	△	○	1年以内:1,700,000円 1年半内:2,300,000円	最終貸付日から6ヶ月以内	5年以内	無利子
	介護等費	○	○	○				
災害援護資金		○	△	△	1,500,000円 ※4	12ヶ月以内	7年以内	年3% (利子補助あり) ※2
更生資金	生業費	○	○	×	低所得:2,800,000円 障害者:4,600,000円	12ヶ月以内 18ヶ月以内	7年以内 9年以内	年3%
	技能習得費	○	○	×	低所得:1,100,000円 ※5 障害者:1,300,000円	卒業後 6ヶ月以内	8年以内	年3%

「△」の資金については、「障害者世帯」もしくは「高齢者世帯」としては直接該当にはならないものの、当該世帯が低所得世帯の基準に該当していれば「低所得世帯」として貸付対象となります。

〔補足説明〕

※1 「据置期間」とは貸付終了後、一定期間返済を猶予する期間をいいます。据置期間中は無利子です。

※2 「福祉資金（住宅費を除く。）」および「災害援護資金」については、千葉県が利子補助を行っています。この補助制度は、貸付の際に設定される返済期間中に借受人側から元金分の支払いがあった場合に千葉県が利子分を補助するという仕組みです。このため、返済期限内に完済した場合、借受人側には利子負担は発生しません。返済期限を過ぎると利子補助は受けられず残利子も返済していただくことになります。

※3 「修学資金」の返済期間は原則10年以内です。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は20年以内とすることができます。このため、10年を超えて希望する場合、事情を申込書に明記してください。

※4 「災害援護資金」では「住宅資金」との重複貸付が可能です。被害の程度に応じて最大350万円まで貸付可能です。

※5 「技能習得費」については、法令等で知識・技能を習得する期間を6ヶ月以上と定めている場合、3年の範囲内で貸付金を加算することができます。加算額は1ヶ月当たり15万円以内です。

(例) 技能習得期間が1年間の場合の貸付限度額:200万円(低所得世帯)、220万円(障害者世帯)



ご相談、お問い合わせはお住まいの市町村社会福祉協議会へ

⑥ 各種資金について

福祉費

貸付限度額 50万円

対象経費

- ・結婚に際し、挙式披露のための経費、家具什器等を購入する経費（結婚費）
- ・出産に際し必要な経費（出産費）
- ・葬祭に際し必要な経費（葬祭費）
- ・高齢者または障害者等の日常生活の便宜上、階段の構造を整備するとか、小規模な住居等の改修・設備に関する費用（小規模住宅改修費）
- ・住居の水道、下水排水路等の整備、電気設備、暖房設備等を設ける費用（住居設備費）
- ・転宅にかかる運送費、住宅の敷金、礼金、権利金、前家賃等の費用
※申請は転出先の市町村で受け付けます（転宅費）
- ・就職または技能を習得するために必要な支度（被服・履物・布団等の購入費用、部屋を借りるための敷金等、通勤定期代等）をするための費用（支度費）



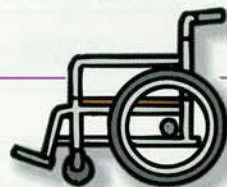
障害者等福祉用具購入費

貸付限度額 120万円

障害者または高齢者が日常生活の便宜を図るための福祉用具等を購入する経費

対象用具等

福祉用具全般（例：車イス、杖、歩行器、歩行車、体位変換器、リフト、褥瘡予防用具、ベッド、手すり、スロープ、昇降装置、トイレ用具、入浴用具、義肢・装具、コミュニケーション関連用具等）



障害者自動車購入費

貸付限度額 200万円

障害者自らが運転する場合または障害者と生計を同一にする方が専ら当該障害者の日常生活の便宜または社会参加の促進を図るために自動車を購入するために必要な経費等

対象経費

自動車購入費、車検、修理、障害に応じた改造費用、車庫の維持のための経費、重量税、消費税、自動車損害賠償責任保険料、その他必要な装備

対象車種

- ① 障害の状況や使用目的に適った排気量、車種とすること
- ② 排気量2000cc以下の車両とすること
- ③ 車両本体価格200万円程度以下とすること

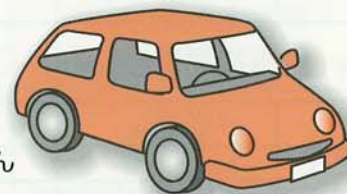
※障害の状況等により特に必要と認められる場合はこの限りではありません

対象外の経費

- ×日常生活上必ずしも必要としない装備・附属品（オプション）等は対象外
- ×任意保険保険料

買い換えの条件

現在使用中の自動車の使用期間が新車登録後6年以上経過しているまたは走行距離が10万キロを超えていること。ただし、頻繁に故障する場合や障害の程度が急速に重度化した場合等で、現在の自動車が使用するのに適当でないと認められる場合はこの限りではありません。



※障害の程度によっては対象にならない場合がありますので社会福祉協議会にご確認ください

住宅費

貸付限度額 250万円

住宅を増築・改築・拡張・補修・保全するために必要な経費

対象経費

- ・一般的な住宅の増改築、拡張、補修、保全のための経費
- ・高齢者や障害者が在宅で生活するための居室、玄関、トイレ、浴室、洗面所等の改修、廊下等の段差解消、スロープの設置などのバリアフリー工事
- ・風雨被害のための住宅補強、土砂崩れ、石垣の崩れの補修、補強等の費用

対象外

×新築の場合



修学費

低所得世帯に属する方が就学するのに必要な経費

※受付は随時

対象となる学校・学科等

- ・学校教育法に規定される学校で全日制・定時制・通信制の各過程
- ・高等学校（中等教育学校の後期課程、盲学校・ろう学校・養護学校の高等部、専修学校の高等課程を含む）、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程
- ※専修学校の専門課程については、職業に必要な技術の教授を目的とする学科（工業、農業、医療、衛生、教育、社会福祉、商業実務関係の分野に属する全学科または服飾、デザイン、写真、外国語、音楽、美術に関する学科）で、修業年限が本科は2年以上、専攻科・研究科は本科と継続関係にある1年以上に限りませす

対象経費

授業料、施設整備費、実験実習費、教科書等の学用品購入費、部活動費、通学費および下宿等の費用、その他就学するのに必要な経費

対象外

- ×専修学校の一般課程および本科1年課程は修学費では対象外
- ×食費等を含む生活費は対象になりません

※入学時であれば「就学支度費」との重複貸付が可能です



就学支度費

貸付限度額 50万円

低所得世帯に属する方が入学に際し必要な経費 ※受付は入学時のみ

対象経費

入学金、教科書、参考書、制服、体育着、靴、通学用自転車等の経費

※「修学費」との重複貸付が可能です。この場合修学費の対象経費に充当しても差し支えありません



貸付までの流れ

ご相談

お申込み

民生委員
調査

貸付調査
(市町村社会福祉協議会
貸付調査委員会)

貸付審査
(千葉県社会福祉協議会
貸付審査等運営委員会)

貸付決定

ご契約

貸付金
交付

お住まいの地域の民生委員または市町村社会福祉協議会の窓口でお気軽にご相談ください。

民生委員が必要な調査をおこないます。

審査の結果、貸付が決まりましたら、貸付決定のお知らせと借用書を市町村社会福祉協議会を通じてお送りします。

借用書・印鑑証明を提出していただきます。

指定の金融機関口座へお振込みいたします。（郵便局は除く）

ご相談、お問い合わせはお住まいの市町村社会福祉協議会へ



療養費

貸付限度額 170万円(1年半内230万円)

負傷または疾病の療養に必要な経費および当該療養期間中の生計を維持するために必要な経費

対象経費

- ①健康保険等による医療費の自己負担額、保険対象外の経費(入院時食事代自己負担分、差額ベッド代等)、その他療養に必要な経費(移送経費、入院諸雑費、オムツ代、クリーニング代等)
- ②療養期間中の生計を維持するための経費

貸付条件

- ・療養に要する期間は原則1年以内とし、特に必要と認められる場合は1年6ヶ月までの範囲とします。
- ・療養期間は「診断書」に基づいて決定します。
- ・生活費の算定基準は現状の生活水準を維持できる範囲とします。
- ・医療費部分については「高額療養費貸付制度」の利用が優先となります。

対象外

- ×滞納になっている医療費
- ×過去の生活費(貸付対象になるのは今後発生する生活費です)



介護等費

貸付限度額 170万円(1年半内230万円)

介護保険法の対象となる介護サービスまたは障害者自立支援法の対象となる障害福祉サービス等を受けるために必要な経費および当該サービス受給期間中の生計を維持するために必要な経費

対象経費

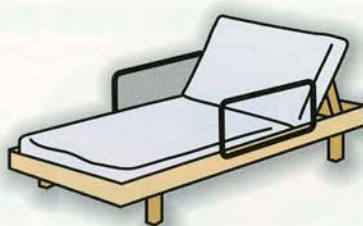
- ①介護保険法による介護給付の対象となる介護サービスを受けるために必要な経費
- ②障害者自立支援法の対象となる障害福祉サービス・自立支援医療・補装具を購入もしくは修理するために必要な経費
- ③当該介護サービスまたは障害福祉サービス等受給期間中の生計を維持するための経費

貸付条件

- ・サービスの利用に要する期間は原則1年以内とし、特に必要と認められる場合は1年6ヶ月までの範囲とします。
- ・生活費の算定基準は現状の生活水準を維持できる範囲とします。

対象外

- ×滞納になっている介護費
- ×過去の生活費(貸付対象になるのは今後発生する生活費です)



災害援護資金

貸付限度額 150万円

災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費

被災した住宅を復旧するための経費、家財道具等を購入するための経費、主たる生計手段である田畑、工場、倉庫等が被災した場合の復旧経費

※住宅に被害を受けた場合は「住宅資金」との重複貸付が可能です。被害の程度に応じて最大350万円まで貸付することができます。



生業費

貸付限度額 低所得 280万円 障害者 460万円

生業を営むのに必要な経費(新規開業・事業継続のための経費)

対象経費

- ・事業を営むために設備、機械、器具等を新しく購入したり、店舗、作業場等を整備、補修、改良、改修、拡充等したりする費用
- ・事業を始めたり、継続したり、拡張するための店舗、設備、機械、器具、車両、資材、原料等の借賃、保証金あるいは敷金などの費用
- ・資材、原料などの購入、商品の仕入れなどに要する費用

貸付条件

- ・世帯(個人)単位での生業であること
- ・事業規模は貸付限度額のおおむね3倍程度以内であること
- ・借受人または世帯構成員が当該事業を行うための資格等を有していること

対象外

- ×会社組織(株式会社、有限会社、合名会社、合資会社等)は対象外
- ×法令等で認められていない事業形態、公序良俗に反する事業内容は対象外
- ※国民生活金融公庫の貸付制度等、他の貸付制度が優先です。商工会議所等にも事前に相談してください。

技能習得費

貸付限度額 低所得 110万円 障害者 130万円

生業を営み、または就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費およびその技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費

対象経費

- ・生業または就職するための知識、技能を習得するために通学する学校および修学資金では貸付対象にならない学校等の入学金、授業料、通学費、教材等の購入費用
- ・障害者または低所得世帯に属する者が運転免許を取得するための経費(ただし低所得世帯の場合は運転免許を取得する明確な理由が必要)
- ・技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費(生活費の算定基準は現状の生活水準を維持できる範囲とします)

対象外

- ×生業または就職することを前提としていない技能習得費(副業目的等)
- ×予備校、塾、海外留学、カルチャー教室等の費用

⑦ご返済(償還)について

- ◇原則、口座振替により、月賦償還でご返済していただきます。端数は最終回で調整します。
- ◇有利子の資金は元利均等償還(総利子額を償還回数で割り返した金額を毎月返済)となります。
- ◇利子補助が受けられる福祉資金・災害援助資金は、償還期限内は利子分を請求しません。
- ◇最終償還期限を過ぎた場合、残元金に対して年利10.75%の延滞利子が加算されます。
- ◇返済にかかる手数料(口座振替手数料、振込手数料)は借受人側で負担していただきます。



貸付金交付

据置期間
(無利子)

償還開始

月賦償還

(口座振替:毎月27日)

償還完了

借用書返却

⑧お申込みに当たってご注意いただくこと

- ◇借り入れのご相談・お申込みはお住まいの市町村社会福祉協議会または民生委員が窓口となります。
- ◇ご相談・お申込みを進める際、貸付事業を円滑に実施することを目的に、必要の範囲内で個人情報取得・利用します。
- ◇お申込みの際は借入申込書のほか、住民票、収入を証明する書類、必要経費が確認できる書類、その他資金種類ごとに必要となる書類を提出していただきます。
- ◆支払い済みの経費は理由にかかわらず貸付対象外です。また、貸付決定が出る前に注文・契約・購入・納品・転居等を済ませている場合も貸付対象外となります(葬祭費における注文・納品および就学支度費における制服等の注文は除く)。後日、貸付決定前に支払いを済ませているあるいは注文済み等の事実が判明した場合、貸付決定を無効とし、貸付金交付後であれば直ちに全額一括返済していただきます。また、貸付金を目的外に使用していることが判明した場合も同様に一括返済となります。
- ◆他の負債の支払いに充てることを目的としている場合や借り換えに当たる場合も貸付対象外です。

※本パンフレットに記載されている事項以外にも資金種類ごとに条件等があります。市町村社会福祉協議会で確認してください。



お問い合わせはお住まいの市町村社会福祉協議会まで!!

千葉市	中央区	〒260-0013 中央区中央4-5-1 Qiball 11F	TEL 043(221)2177	袖ヶ浦市	〒299-0256 飯富1604 袖ヶ浦市社会福祉センター内	TEL 0438(63)3888
	花見川区	〒262-8510 花見川区瑞穂1-1 花見川区役所1F	TEL 043(275)6438	八街市	〒289-1192 八街ほ35-29 八街市総合保健福祉センター内3F	TEL 043(443)0748
	稲毛区	〒263-8733 稲毛区穴川4-12-1 稲毛区役所3F	TEL 043(284)6160	印西市	〒270-1325 竹袋614-9 印西市総合福祉センター内	TEL 0476(42)0294
	若葉区	〒264-8550 若葉区貝塚町1258-20 若葉保健福祉センター4F	TEL 043(233)8181	白井市	〒270-1492 復1123 白井市保健福祉センター内	TEL 047(492)5713
	緑区	〒266-8733 緑区鎌取町226-1 緑保健福祉センター2F	TEL 043(292)8185	富里市	〒286-0221 七栄653-2 富里市福祉センター内2F	TEL 0476(92)2451
	美浜区	〒261-8733 美浜区真砂5-15-2 美浜保健福祉センター2F	TEL 043(278)3252	南房総市	〒295-0004 千倉町瀬戸2705-6 ちくら介護予防センターゆらり内	TEL 0470(44)3577
銚子市	〒288-0047 若宮町4-8 銚子市保健福祉センター内	TEL 0479(24)8189	匝瑳市	〒289-2141 八日市場ハ793-35 匝瑳市民ふれあいセンター内	TEL 0479(73)0759	
市川市	〒272-0026 東和田1-2-10 市川市分庁舎C棟内1F	TEL 047(320)4001	香取市	〒287-0001 佐原口2116-1	TEL 0478(54)4410	
船橋市	〒273-0005 本町2-7-8 船橋市福祉ビル3F	TEL 047(431)2653	山武市	〒289-1306 白幡1627 山武市成東老人福祉センター内	TEL 0475(82)7102	
館山市	〒294-0045 北条402 館山市役所4号館内	TEL 0470(23)5068	いすみ市	〒298-0004 大原6763 いすみ市農村環境改善センター内	TEL 0470(60)4111	
木更津市	〒292-0834 潮見2-9 木更津市民総合福祉会館1F	TEL 0438(25)2089	印旛郡	酒々井町	〒285-0922 中央台1-28-8	TEL 043(496)6635
松戸市	〒271-0094 上矢切299-1 松戸市総合福祉会館内	TEL 047(368)0912		印旛村	〒270-1693 瀬戸554-1 ふれあいセンターいんば内	TEL 0476(98)3033
野田市	〒278-0003 鶴奉5-1 野田市総合福祉会館内	TEL 04(7124)3939		本埜村	〒270-2324 大字中根1375 本埜村ふれあいプラザ2F	TEL 0476(97)2943
茂原市	〒297-0022 町保13-20 茂原市総合市民センター内	TEL 0475(23)1969		栄町	〒270-1515 安食台1-2 栄町役場内	TEL 0476(95)1100
成田市	〒286-0017 赤坂1丁目3番地1 成田市保健福祉会館内	TEL 0476(27)7755	香取郡	神崎町	〒289-0221 神崎本宿96 神崎ふれあいプラザ保健福祉館内	TEL 0478(72)4031-4540
佐倉市	〒285-0013 海隣寺町87 佐倉市社会福祉センター2F	TEL 043(484)6200		多古町	〒289-2241 多古777-1	TEL 0479(76)5940
東金市	〒283-0005 田間421番地 東金市保健福祉センター2F	TEL 0475(52)5198		東庄町	〒289-0612 石出2692-4 オーシャンプラザ内	TEL 0478(86)4714
旭市	〒289-2712 横根3520 飯岡福祉センター内	TEL 0479(57)5577		大網白里町	〒299-3251 大網131-2 大網白里町福祉会館内	TEL 0475(72)1995
習志野市	〒275-0025 秋津3-4-1 習志野市総合福祉センター内	TEL 047(452)4161	山武郡	九十九里町	〒283-0104 片貝2910 九十九里町保健福祉センター内	TEL 0475(70)3163
柏市	〒277-0005 柏5-11-8 介護予防センターいきいきプラザ内	TEL 04(7163)9001		芝山町	〒289-1604 飯櫃126-1 芝山町福祉センターやすらぎの里内	TEL 0479(78)0850
勝浦市	〒299-5226 串浜1191-1 勝浦市保健福祉センター内	TEL 0470(73)6101		横芝光町	〒289-1732 宮川11902	TEL 0479(80)3611
市原市	〒290-0075 南国分寺台4-1-4	TEL 0436(24)0011		一宮町	〒299-4301 一宮1865	TEL 0475(42)3424
流山市	〒270-0157 平和台2-1-2 流山市ケアセンター3F	TEL 04(7159)4735	長生郡	睦沢町	〒299-4492 上市場921-1 むつざわ福祉交流センター内	TEL 0475(44)2514
八千代市	〒276-0046 大和田新田312-5 八千代市福祉センター内	TEL 047(483)3021		長生村	〒299-4345 本郷1-77 長生村総合福祉センター内	TEL 0475(32)3391
我孫子市	〒270-1166 我孫子1861	TEL 04(7184)1539		白子町	〒299-4218 関92 白子町公民館内	TEL 0475(33)5746
鴨川市	〒296-0033 八色887-1 鴨川市総合保健福祉会館内	TEL 04(7093)0606		長柄町	〒297-0218 桜谷712 長柄町福祉センター内	TEL 0475(30)7200
鎌ヶ谷市	〒273-0195 初富928-429 鎌ヶ谷市総合福祉保健センター内	TEL 047(444)2231	夷隅郡	長南町	〒297-0192 長南2110 長南町保健センター内	TEL 0475(46)3391
君津市	〒299-1152 久保3-1-1 君津市保健福祉センターふれあい館3F	TEL 0439(57)2250		大多喜町	〒298-0214 新丁163 大多喜老人福祉センター内	TEL 0470(82)4969
富津市	〒293-0006 下飯野2443 富津市役所内	TEL 0439(87)9611		御宿町	〒299-5102 久保1135-1 御宿地域福祉センター内	TEL 0470(68)6725
浦安市	〒279-0042 東野1-7-1 浦安市総合福祉センター内	TEL 047(355)5271		鋸南町	〒299-1902 保田560 鋸南町ボランティアセンター内	TEL 0470(50)1174
四街道市	〒284-0003 鹿渡無番地 四街道市総合福祉センター内	TEL 043(422)2945	安房郡			

(平成20年3月現在)

※この他、緊急・一時的な生活費の不足に対応する「緊急小口資金」、失業した生計中心者が就職するまでの間、生活費を貸し付ける「離職者支援資金」、低所得の高齢者が現在の住居に住み続けるために不動産を担保に生活費を貸し付ける「長期生活支援資金」等があります。詳細は、市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。



社会福祉
法人

千葉県社会福祉協議会

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3

TEL 043-245-1551(直通) 245-1101(代表)

①生活福祉資金とは？

生活福祉資金とは、比較的所得が少ない世帯（「低所得世帯」という）・障害者世帯・高齢者世帯に対して、資金の貸付と民生委員および社会福祉協議会とが必要な援助指導を行うことによって、その経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援することを目的とする貸付制度です。

②制度の特長・基本事項とは？

◆民生委員が援助活動をおこないます

世帯の生活の安定を図ることを目的に、お住まいの地域を担当する民生委員がご相談からお申込み、ご返済（完済時）に至るまで、様々な過程で継続して援助活動をおこなっていきます。

◆他制度が優先です

この資金は他制度の利用が困難な場合に貸付をおこないます。他の制度が利用できる場合はそちらが優先となりますので、お申込みの際に他制度の利用の可否について確認させていただきます。

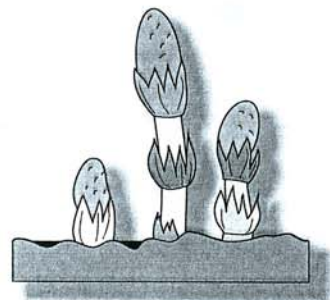
◆所得基準を設けています

この資金では対象世帯（低所得世帯、高齢者世帯）ごとに所得基準を設けています。世帯の所得が多い場合は貸付対象にならないことがあります。

なお、障害者自立を目的とした貸付については所得制限を設けていません。

◆返済義務をともなう貸付制度です

この資金は貸付制度であり、ご返済していただく義務があります。このため貸付金の利用目的だけでなく借受人、連帯借受人および連帯保証人の返済能力も含めて審査をおこないます。申請内容によっては貸付に至らない場合もあります。



③貸付制度を利用できる世帯とは？

対象世帯	内 容	所得基準
低所得世帯	貸付と必要な援助指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯で、必要な資金の融通を他から受けることが困難な比較的所得の少ない世帯	世帯の所得が 市町村民税非課税程度 もしくは 生活保護基準の概ね1.7倍以下
障害者世帯	身体障害者、知的障害者、精神障害者の属する世帯（手帳所有者）	制限なし
高齢者世帯	日常生活上療養または介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯 ※療養または介護を要しない場合は該当しません	世帯の所得が 生活保護基準の概ね3.0倍以下

※一部の資金については生活保護世帯も対象となります。所得基準は市町村社会福祉協議会でご確認ください。

④借受人、連帯借受人、連帯保証人について

◇借受人（借入申込者）

概ね65歳未満の方とし、原則世帯主を借受人とします。ただし、「技能習得費」「支度費」「修学資金」は実際に技能を習得する方または就学する方を借受人とします。

なお、借受人が未成年者の場合は法定代理人（親等）の同意が必要です。また、65歳以上の高齢者の場合は連帯借受人を立てていただくことで借受人になることを認める場合があります。

◇連帯保証人

お申込みの際、連帯保証人が1名以上必要です。連帯保証人は原則として千葉県内に居住する65歳未満の方とし、千葉県内に居住し、返済完了時点まで保証能力を有している必要があります。ただし、県内居住者が設定できない場合に限り県外の方も認めています。

◇連帯借受人

「技能習得費」「支度費」「修学資金」については、世帯の生計中心者が連帯債務者（「連帯借受人」といい、借受人と同等の義務を負います）に加わる必要があります。

このほか、借受人の返済能力が低いと見込まれる場合（収入がないもしくは少ない、負債が多い、高齢など）にも連帯借受人が必要です。



生活福祉資金貸付条件等一覧（平成21年10月改正以降）

資 金 種 類		貸付条件					
		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人
福祉資金							
低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金							
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要なと であると見込まれる費用	580万円以内 ※以下は貸付上限額の目安	—	貸付の日（分 割による交付 の場合には最 終貸付日）か ら6月以内	据置期間 経過後 20年以内 ※以下は目安	連帯保証人を 立てる場合は 無利子 連帯保証人が いない場合は 据置期間経過後 年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証 人なしでも 貸付可
	生業を営むために必要な経費	(460万円)			(20年)		
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要 な経費	〔技能を習得する期間が〕 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円			(8年)		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250万円)			(7年)		
	福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円)			(8年)		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	(250万円)			(8年)		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円)			(10年)		
	負傷又は疾病の治療にかかる必要な経費（健康保険の例による医療 の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含 む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	〔療養期間が1年を超えない ときは170万円 1年を超え1年6月以内で あって、世帯の自立に 必要なときは230万円〕			(5年)		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保 険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	〔介護サービスを受ける期間 が1年を超えないときは 170万円 1年を超え1年6月以内で あって、世帯の自立に 必要なときは230万円〕			(5年)		
	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	(150万円)			(7年)		
	冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)			(3年)		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円)			(3年)		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)			(3年)		
	その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円)			(3年)		
緊急小口資金	・ 次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合 に貸し付ける少額の費用 ・ 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・ 給与等の盗難、紛失によって生活費が必要とき ・ 火災等被災によって生活費が必要とき ・ その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	10万円以内	—	貸付の日から2 月以内	8月以内	無利子	不要
教育支援資金							
低所得世帯対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金							
教育支援費	・ 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学 するのに必要な経費	(高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6.0万円以内 (短大) 月6.0万円以内 (大学) 月6.5万円以内	—	卒業後 6月以内	20年以内	無利子	(不要) ※世帯内で連帯 借受人が必要
就学支度費	・ 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入 学に際し必要な経費	50万円以内					
不動産担保型生活資金							
不動産担保型 生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活 資金を貸し付ける資金	・ 土地の評価額の7割程度 月30万円以内	借受人の死亡 時までの期間又 は貸付元金金が 貸付限度額に達 するまでの期 間。	契約の終了後 3月以内	据置期間 終了時	年3％、又は 長期734(イレート) のいずれか 低い利率	必要 ※推定相続人の 中から選任
要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活 資金を貸し付ける資金	・ 居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅は5割） ・ 貸付基本額の範囲内（生活扶助 額の1.5倍以内）					不要